

△みんなも考えよう！これってだいじょうぶ？△ ～被害者にも加害者にもならないために～

事例 1

気になる人のSNSアカウントのID・パスワードが分かったぞ！
ログインしてDMを見るだけなら大丈夫だろう☺

不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）
罰則：3年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

他人のIDやパスワードでアクセスする行為は**犯罪**です！
みんなも勝手にアクセスされるのは嫌ですよね。

事例 2

AIを使って偽サイトが簡単に作れるみたいだ！
本当に引っかかる人がいるか試してみたいなあ、
ちょっと試すだけだから大丈夫だろう☺

不正アクセス禁止法違反（フィッシング行為）
罰則：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

フィッシング行為は**犯罪**です！
みんなも大事な個人情報等を盗まれるのは嫌ですよね。

実際にありました

他人のIDとパスワードを使って、通信事業者のサーバに
ログインし、eSIMを入手した少年が逮捕されました。
(不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺の疑い)

「ちょっとだけ」「ばれないだろう」は**危険な考え方**です！

愛知県警察サイバー犯罪対策課は、X（旧ツイッター）や
愛知県警察ホームページでサイバー犯罪被害防止に役立つ
情報を発信しています！

サイバー犯罪被害防止対策にぜひご活用ください！

